

〈論文〉

エッジを歩く — 手紙形式による差別論講義 —

Lessons on Anti-Discrimination Derived from Epistolary Style

三浦 耕吉郎

Abstract

This essay serves as a methodological attempt to recognize, analyze, and describe the social discrimination. We propose a new framework of awareness we call “structural discrimination” or “relational discrimination”. Structural discrimination is based on the concept of ‘discrimination understood from a relational standard’ derived from fundamental criticisms of the conventional concepts of discrimination that have ‘occurred by circumstances’ or ‘occurred psychologically’. A characteristic of ‘relational’ discrimination is that we sometimes contribute to or cause discrimination regardless of whether we have any prejudice or discriminatory idea as individuals when we are placed in certain types of relational situations. In this sense, ‘structural discrimination’ tries to understand discriminatory phenomenon not from a so-called substantial (or subjective) standard, but from a relational standard. In contrast with discrimination that has occurred by circumstances or psychologically understood from a substantial point of view, it is in a way ‘unintentional discrimination’ resulting from the nature of social relations between those who discriminate and those who are discriminated against.

第1の手紙 ねたみ意識というけれど

ストーリー

いま私の手元には、丸秘の判の押された調査書のコピーがあります。

十六ページからなる手書きの文書で、表には「〇〇活動学級講師差別発言の事実調査について」と書かれています。

これは、教育委員会から事件の報をうけて、ある市がおこなった事実調査にかんする報告書です。

もちろん丸秘の文書ですから、本来なら、詳しい内容に言及することは厳につつまなければなりません。ただし今回の場合、この調査書の内容の多くの部分が、すでに公刊された書物に掲載さ

れていますので、公刊部分と重複するかぎりにおいて、ここにその内容を転載したいと思います。

地域の児童館に講師として赴いていた男性が、送迎の車中で、児童館の職員とかわした会話。それが、この事件の主要な部分をなしています。

その男性は、師範学校出身の元教師です。退職後に、近隣市町村の児童館から折り紙の講師に招かれるようになり、また、部落で同和研修の講師をつとめたこともあったということです。

送迎の車がある町にさしかかったとき、この講師は、同乗の職員にたいしてつぎのような発言をおこないました。

「この辺一帯は同和部落で、以前はトタン屋根の家が多かったけれど、いまは母屋普請をして瓦

屋根の家ばかりになった」「中にはスーパーもあり、ないのは銀行だけや」「この辺は、まえば百万円街道とか一千万円街道とか呼ばれてこわいとこやったが、いまはそうではない」

これをきいた職員が、「百万円道路とか、一千万円道路と呼んでいる人もいるが、根拠はあるのですか。ほんとうにあったのですか?」とたずねると、講師は、「村には当たり屋が十人ほどいて、地元の有力者がおしかけてくる」と説明しました。また、「いくら地区がよくなっても、常識がないからあかん。これからは常識をもってもらよう教育をしていかなあかん」とも述べたということです。

この「差別発言」事件は、いわゆる露骨な差別事件とは違っています。

もしも、この男性が児童館の講師という身分でなかったら、職員もその場で抗議をして反省を促すだけで、部落解放同盟の支部に問題提起をするにはいたらなかったかもしれません。

しかし、それだけにこの出来事は、現代において、拡散しながら潜在化しつつある被差別部落にたいする差別意識のありようを、リアルに示しているように感じられたのでした。

そこで、私は、ぜひともこの男性に当時の事情や、そのときの心境について詳しくうかがいたいと思いました。そして、事前に連絡して、子どもたちに紙芝居を実演することになっている公民館へでかけていったのです。

その日に簡単なあいさつをして、一応、調査の了解をえました。

しかし、具体的な日時をきめる段になると、一週間たっても、一ヵ月たっても、電話をいれるたびに男性の返事は、いつも、「いま、子供会や老人会の行事がたてこんでいて忙しいので、もう少ししてから」というものでした。

それが、半年ほどつづいたでしょうか。しびれ

をきらしたのは、私のほうでした。これは調査にに応じてもらうのはむづかしそうだと判断して、こちらから電話するのを止めました。

きっと、男性のほうでもホッとしたことでしょう。もしかすると半年ちかくのあいだ、ストーカーに追いかけているような不安を感じていたのかもしれない。

最後の手紙

前略

久しぶりにお便りいたします。その後、お変わりございませんでしょうか。

今から振りかえりますと、その節にはたいへんご迷惑をおかけしたのではないかと恐縮いたしております。

Aさんにとって、おそらくはことばに尽くせぬであろう厳しいご体験について、詳しくお話を聞かせていただきたいなどと、お気持ちも察せずにあつかましいお願いをいたしまして、ほんとうに申し訳ございませんでした。

おそらくあの頃の私は、いわゆる「差別発言」というものを、自分の日頃のおこないとは直接関係のない、どこか遠いところで起こされている他人事のようにみなしていたのではなかったかと思えます。

そもそも、なんの面識のなかったAさんにたいして、こういうぶしつけなお願いができたのもそのせいかもしれません。

もしも、私が出た出来事を、いつなんどき降りかかってきてもおかしくない自分自身の問題としてとらえていたならば、もっとちがった依頼の仕方があったのではないかと、かえすがえすも残念でなりません。

じつは、このたび失礼をかえりみずにあらためて手紙をしたためましたのは、この三年あまりのあいだに、当の出来事にたいする私の受けとめ方

が大きく変わってきたからです。

いや、もう、たくさんだ、昔のことを根掘り葉掘りむしかえすのはやめてくれ、とAさんは言われるかもしれませんね。

ともかく以下は、この件にかんするAさんへの最後の手紙のつもりで書いていきたいと思います。少し長くなるかもしれませんが、どうかおしまいまでおつきあいくださいますよう。

差別意識のせい？

『差別はいけません』『差別をなくしましょう』ということばを、私たちは子どものころから耳にタコができるほど聞かされて育ってきました。また、こういった標語は、今日、街頭のいたるところで目にすることができます。

でも、いくらそうした正論をくりかえし唱えても、その効果には限界があるように思います。

なぜなら、本気で差別をなくそうとするなら、まずはじめに、自分たちがどのように差別をおこなっているか（あるいは、おこなってきたか）を、徹底的に知らなければならないからです。

差別をおこなった理由として、よく、本人の持っている差別意識があげられます。Aさんも、「この辺は、まえは百万円街道とか一千万円街道とか呼ばれてこわいとこやったが……」という発言をただされたときに、「私の心のどこかに差別意識が残っていたと思います」と答えていましたね。

たしかに、差別的な行為（発言）の原因を本人の差別意識にもとめる説明の仕方は、どんなケースにもあてはめられるので、とても便利な方法です。しかし、ほんとうのところは、それではなにも説明したことにならないのです。

そのわけは、(1) 私たちは、たとえ差別意識をもっていたとしても、かならずしも差別的な行為や発言をおこなうとはかぎらないし、反対に、差別意識がまったくない場合であっても、差別をし

てしまうことが往々にしてあるからです。

しかも、それだけではありません。(2) 差別意識ということばには非常にあいまいなところがありますが、じつはそれは、差別ということば自体のあいまい性に由来しています。いいかえれば、(3) 私たちの社会において、なにが差別で、なにが差別でないかという境界線をひくことは、それほど容易ではないのです。

このようにいうと、解放運動をしている人たちのあいだから、すぐにも批判がよせられそうです。

というのも、運動をする側にとっては、『差別を見抜く眼』とか『差別をしない心』といった運動スローガンをもみてもわかるように、「なにが差別であるか」は自明な事柄だとみなされているからです。

たしかに、この社会で合意ができていく「自明な差別」があることは事実です。また、その合意の形成にたいして、解放運動がはたしてきた役割をみとめることに、私はやぶさかではありません。

しかしながら、そうした「自明な差別」の周辺には、それが差別かどうかには判別のつかない微妙な行為の領域が広がっているのです。その点を認めるなら、結局のところ、(4) 自分たちがどのように差別をおこなっているかを知る手では（その差別が双方に納得のいく「自明な差別」でないかぎりには）、あなたは差別をおこなったとクレームをつけてきた人たちと対話をおこなっていくことからしかえられないのです。

類推の罠

それでは、Aさんの主張のどこが差別発言だと、市の同和対策部の指導員は指摘していたのでしょうか。

調査書をよむと、問題とされているのはつぎの二点です。

(I) 「百万円道路、一千万円道路」発言にかん

する根拠の有無について。

(Ⅱ) 同和対策事業にたいする評価や受けとめ方について。

まず、第一点にかんしては、「百万円道路ということを、どこかで聞かれたのか? なにか根拠があるのか?」という問いかけにたいして、Aさんは、「それは、そういうようなことを言うてらるなー、というふうなことを耳にはさんでおったために、それが口にてたといます」と答えています。

また、「地元の有力者が大勢おしかけてくる」という発言についても、同様に、「噂で、まえはあったという記憶がございます」といっていました。

指導員が、「(個人の) 推量や空想では理解できない。全部話していただいて、今後の反省材料としたい」ときびしい口調でせまっている背景には、いまだに部落にたいしてそうした噂がささやかれる現実があります。

世間からの噂を鵜のみにしてしまったばかりでなく、それをさらに公言したこと。それが、このたびの「差別発言」事件のきっかけとなったことはたしかです。

たとえ悪意はなかったにしろ、差別を助長しかねない噂を、世間話のノリで気軽に口のにのせてしまうようなAさんの態度は、やはりかぎりなく差別的行為に近いといわざるをえません。

しかも、その発言は、たんに噂話の域に留まっていたのはいなかったのです。「当たり屋」にかんする部分で、彼はこうも言っていました。

「十五年ほどまえ、大阪のB町でそういう目があったことがあり、そういう経験があつてでたことばと思います。」

つまり、Aさんの発言のなかでは、地域に流布されている噂と、べつの地域でのみずからの経験が巧妙にミックスされて、いかにもそれらしい(?) はなしに仕立てあげられていたのです。

おそらく、「村には当たり屋が十人ほどいて……」

という偏見にみちたつくり話が、地域にかねてからある噂とまことしやかに結びつけられてAさんの口のにぼったことが、送迎で同乗していた職員や、市の同和対策部の指導員に、つよい危惧を抱かせたのだったろうと思います。

いま私は、「つくり話」といいました。しかし、それはたんなる空想によるつくり話ではなくて、Aさんが、じっさいに自分の体験をもとに類推をおこなう過程で生みだされたものでした。

[大阪のB町での体験] + [近隣の噂] → [差別発言]

私はさきに、差別発言の原因を当人の差別意識にもとめるだけでは、なにも説明したことにならないと述べました。

それは、こうした類推の仕方にこそ、もっと注意を払うべきだと思うからです。じっさい、私たちもまた、根拠の不確かな噂を耳にしたときには、それまでの自分の体験をもとにして、噂の真偽を判断してきたのではなかったでしょうか。

ただ、Aさんの場合には、不幸にも大阪での経験が近隣の噂を受容するかっこうの土壤になってしまったわけです。もちろん、噂をうけいれたあとの「当たり屋」云々のさらなる潤色(虚偽の事実の捏造)は、とても見過ごしにできないものです。

しかし、それさえも、経験と噂からの類推という点では、Aさんひとりの問題ではないように思います。なぜなら、いったん近隣の噂に信憑性を感じとってしまうえば、「それなら、当たり屋がいたはずだ」といった類推までは、ほんのわずかな一歩でしかないからです。

たしかに、Aさんのなかの差別意識(部落には「当たり屋」がいるに違いないという偏見)が、この差別発言を生んだという解釈は可能ですし、じっさいこれほどわかりやすい説明はありません。

けれども、こうした説明が私たちに見落とさせしてしまうこと。それは、私たちが普段なにげなし

におこなっている類推行為が、部落差別をひきおこさせる罫を、(私たちに差別意識があらうとなかろうと) 不断にしかけているという事実だったのです。

それは差別だろうか？

調査書が問題にしていた第二の点。それは、Aさんの、同和対策事業にたいする評価や受けとめ方にかかわることでした。

「中にはスーパーもあり、ないのは銀行だけや」という発言の真意を問われて、Aさんはこんなふうに答えています。

「銀行やとか、そういうものはない(けれども)、それはもう、いたれりつくせりですわ、というように思います。」

さらに、「いたれりつくせりとは、どういうことか?」「うまいことをしているという気持ちではないのか?」という、重ねての問いかけにたいして、Aさんは、「なにひとつ不自由はないやろと思いました」「うらやましいという感じがあったのはたしかです」と正直に述べていました。

このやりとりのなかで、質問する側に、ある特定の方向へ回答を導こうという意図のあったことはあきらかです。

同和対策事業がはじまっていらい、「あたらしい差別意識」として批判のまとにされてきたいわゆる「ねたみ意識」をAさんのなかに見ようとする意図がそれです。なるほど、さきのような差別発言のせいで、「ねたみ意識」への追求がいつそう厳しくおこなわれたということはあるでしょう。

それにしても、私にとってどうにも釈然としなないのは、指導する側が「ねたみ意識」をぜがひでも差別行為に結びつけようとしている点です。

「トタン屋根が、瓦屋根になった」「ないのは銀行だけや」(さらに、「これはみな同和対策事業で建てられた団地や」というセリフもあったという

ことですが) などの発言に込められていた「いたれりつくせりですわ」とか「うらやましい」といった感情。

しかし、そうした感情は、持ち屋を手にするために莫大な借金をかかえ、おまけに高率な金利になやまされているおおくの生活者に共通するものであったといってもけっして過言ではないでしょう。

さらに誤解をおそれずにいえば、「いたれりつくせりですわ」という認識自体、ある面では、これまでおこなわれてきた同和対策事業にたいする根本的な批判になっているようにも思います。

ただし、「いくら地区がよくなっても、常識がないからあかん」という発言にかぎっては、なかなかきわどい表現だといわざるをえません。

その発言にたいして、部落にたいする偏見そのものではないかと非難することは、たしかに可能でしょう。

でも、他方では、部落の会館をめぐって折り紙を教えたときに、子どもたちの行儀がわるかったとAさんが述べているところからすると、それを、彼の体験からでてきた部落にたいする批判のことばと解釈することもできるのです。

このようにみえてくると、Aさんの発言のなかには、あきらかな偏見とわかるものから、部落にたいするある種の批判としてうけとれるもの、そしてさらに、その中間にあって偏見とも批判ともとれるものが、混在しているのがわかります。

しかし、考えてみれば、こうした状態が普通なのかもしれません。

私たちが、いったん、同和対策事業や部落に住んでいる人たちにたいして本音で批判をおこなおうとおもえば、右へ傾けば差別、左へ傾けば差別でもなんでもない、そうした狭いエッジのうえをよたと歩いていくしかないのでしょう。

手紙にも書きましたように、差別意識の持ち主

というAさんにたいする以前の見方が、この三年ばかりのあいだに、このようにして差別と非差別のエッジのうえを歩いてきた人という見方へと変わってきました。

そうなるとうんと、Aさんの出来事は、もう、他人事とは思えなくなってきたのです¹。

第2の手紙 アイデンティティ以前

住所が違う

ひとしきりお話をうかがったあと、予定の時刻もせまり、そろそろお暇しようとお礼のことばを口にしかける、ちょうどそんな頃合い。

はじめは緊張気味だった場の空気もやわらいで、おたがいの顔になごんだ表情が浮かび、ときおり笑みもこぼれるようになったころ。

「おう、そうじゃ」

と、話し手の側から、なにか大切なことをいいわすれていたとでもいうように切りだされる話題。そのひとつに、現在の住所にちなんだものがありました。

この機会に、ちょっくら、話しておきたい、あるいは、ぜひとも、聞いておいてもらいたい、といったきっぱりとした口調があきらかなので、腰をあげかけていた私たちも、座りなおしてまた耳を傾けることになります。

ひとくちに住所にかんすることといっても、さまざまケースがあります。ただ、それらに共通していえるのは、いま住んでいる場所の住居表示が部落の地名や番地と違っていることからくる、とまどいや複雑な心情が語られているという点です。

はじめのうち、それがどういう意味をもっているのか、私にはよくわかりませんでした。どうし

て、その程度のことにこだわるのだらうと、首をかしげたことも幾度かあったのです。

それは、そうした話題が往々にして、せっぱつまった、というよりも、どこか冗談めかしてなされるが多かったからかもしれません。

でも、そんな受けとめ方しかできなかつた私は、うかつだったと言わざるをえません。住所（地名）をめぐる問題こそ、部落差別をおこす引き金の役割を長いあいだ果たしてきたのですから。

自分の住所を名乗るという行為。

それは、私たちにとっては、ふだんとくに気にとめることもなくおこなっている、いわば息を吸ったり吐いたりするのと同じくらい無自覚な行為です。

ところが、部落に住む人にとって、部落の住所を名乗ることはまったく違った意味合いをもっています。なぜなら、それは、とりもなおさず自分が部落の人間だということを、相手にはっきり告げるに等しい行為だからです。

しかも、聞き取りの場で話題になっていた事態というのは、それとも違って、さらにいっそう複雑な問題を突きつけていたのでした。遅ればせながらそのことに気づかされたのは、直接、つぎのような訴えを聞いたからです。

結婚したとたん

このときも、また、聞き取りの最後の十分ほどのあいだの出来事でした。その話題は、それまでの話の流れからいえばいかにも唐突と感じられる仕方で、語り手の側から、こんなふう切りだされたのです。

「私、職場とかでもね、『どっからきてあんのや?』とかいうてね、おっちゃんがよくしゃべら

1 この第1の手紙は、「調査を断られるとき—『被差別部落への5通の手紙』補遺(2)—」と題して『解放研究しが』第12号、2002年、に掲載した論文の一部である。

はるわけですよ。で、独身のときやったらね、それこそそんなこと何にもなしに、かえってこれ（住所）をいうことで、ああ、そこやったらわしも知ってる人いるで、とかで、利点がうまれてくることが多いかなとおもって、ほんとにすんなりと、聞かれんうちからもいえたことがね。結婚したとたん、やっぱり差別があるっていうことを知ってるわけやから、それを言ったら、やっぱり、この人の見る目が変わるんやないかというおそれが、うん、結婚したとたん、やっぱりでてくるわけですよ」

結婚によって、あらたに部落に住みはじめること。それは、長いあいだ部落に住んできた人ともまた、非常に違った体験です。

いってみれば、昨日までと、今日からとで、自分の社会的な位置なり立場が決定的に変わってしまう、そんな劇的な体験を彼女たち（あるいは彼ら）はしてきたのでした。そのときに感じたとまどいを、彼女は率直にこう表現しています。

「住所を言うことで、なにも変わらないし、それは現実っていうか、事実を言っているだけやのに……。そこまで、やっぱり構えんならんのは、なんなんやろうって、そうおもいましたよ」

彼女を、それほどまでに周囲にたいして構えさせたもの。それが、こちらを見る相手の視線が、以前にくらべてガラッと変わってしまうことへの恐れであったことは、すでに述べられていました。

いいかえれば、（はたして、あるかないかわからないけれども）相手の差別意識にたいしてあらかじめ予防線を張りめぐらせておく（あるいは、身構えることで、万一のばあい自分にもたらされる痛手をすこしでも和らげる）、といった意味合いが彼女のいう「構え」のなかにあったのはたしかで

す。

しかし、彼女をためらわせたのは、そうした他者のなかにひそむ差別意識だけではなかったのです。

そのときの自分自身の心の揺れをふりかえりながら、彼女はこんなふうにも述べていました。

「で、そのときに、それはなんやろう（とおもうた）。差別がある現実（がそうさせるの）やろうか、（それとも）自分のなかにのこっている差別意識やろうか、って。（いずれにしても）差別をみとめている部分が、自分のなかにあることになる……」

結婚まえならば、聞かれなくても自分からいえた住所。それが、結婚すると同時に、すんなりと口にできなくなってしまう……。

その理由を、彼女はまず、周囲の人たちがもっている差別的な意識（「差別がある現実」）を感じるがゆえのことだろうか、と自問しています。しかし、それだけではないだろう……と、より深く自分自身を問いつめていくのです。

その結果たどりついたのが、「差別を認めている部分が自分のなかにある」というきわめて微妙でありながら、かつ、きびしい結論であり、そのことがまた、「自分のなかに残っている差別意識」にたいする認識へとつながっていたのでした。

なんのこだわりもなく嫁いできたつもりが、結婚するやいなや、住所の問題を介してみずからの差別意識に直面させられてしまうというのは、あまりにも酷い話ではないでしょうか。

けれども、そのとき彼女がほんとうに訴えたかったのは、それとはべつの事柄だったのです。

「間をもたな言えへん」

そして彼女は、こんなふうにつづけました。

「だから、どういうふうにもいえるわけですよ。このへん全部、〇〇学区っていうんで、うん、〇〇のほうやわ、とかね。ま、その〇〇のどこやっていうわれたら、ま、私、正式にはCの町内で、C町ですっていえばいいですけど……、あのう、それがね、私、自分のなかで葛藤があって……」

ここで彼女の葛藤を理解するためには、まず、彼女の住んでいる町内の地理的および行政的な位置関係に触れておかなければなりません。

彼女がじっさいに属している町内は、じつはC町ではなく、そのとなりにあるA町です。彼女の現住所が「正式にはCの町内」になっているというのは、彼女の住んでいる場所が、行政区分によって、たまたまC町側に編入されていたからでした。

つまり彼女は、結婚してAという部落の住民になったにもかかわらず、住所にかんしては、家の建っているC町の番地を名乗るようになった、というわけです。

それでは、こうした事態が、いったい、どのような混乱を彼女のなかにもたらしたのでしょうか。さらに、彼女の悩みに耳を傾けてみることにしましょう。

「私、自分のなかに葛藤があって。で、友だちとかにでもね、『結婚した』『どこへいったん』とか言われたときに、たぶんここ（C町）にきてなければ、すんなりと言えたとおもうんですけど。このA町っていうことが。で、そこで言うんやけど、その、間をもたな言えへんかったっていうのがね、自分のなかで『なんでやったんやろう』ってずっとまた考えおる……」

彼女のなかで結婚の当初にあった迷いは、すでに克服されているようです。

たとえ、相手のこちらを見る目が変わろうが、

変わるまいが、ともかく住所をたずねられたら「A町」と部落の名前でこたえようという覚悟が彼女のなかでできあがっているのは、この短い発言からもわかります。

ところが、その覚悟を揺るがしたり、揺るがしはしないまでも、一瞬のためらい（「間」）を返答のさいにどうしてももたらしてしまうもの。それが、住所が部落外であるという、単純な、しかし厳然とした事実だったのです。

しかし、「間をもたないえへんかった」ことにたいして徹底的にこだわりつづける彼女の姿勢を、私たちは、ほんとうに理解できているのでしょうか。

おそらく、結婚していらい今日にいたるまで、できれば部落の名前を口にするのを避けようとする、自分のなかのもうひとりの自分との闘いをつづけてきた当の彼女にしか、そのこだわりの真の意味を理解することはできないでしょう。

たとえば、そうした自分自身との闘いについて、彼女はこうも言っていました。

「でも、私は（A町と）言う。それでごまかしてしまったり、言わへんかったら、もう、ほんま、一生たちなおれへんのちゃうかとおもうんで、そっちのほうがかわい。ま、言ったあとの相手の反応とか、それからの相手との関係も修復可能やけど、言わへんかった自分ていうのを、自分がまた立て直せるっていう自信はほんまにないんで、やっぱり、言う」

アイデンティティ以前

それにしても、みなさんのなかには、彼女は住所にかんして、ちょっとこだわりすぎなんじゃないかと思う人もあるでしょう。

たしかに私自身も、「間をもたな言えへんかった」にしても、ちゃんと部落名を言えているのだから、もう、こころの葛藤は克服できているのではない

かと、彼女にたいして、もうすこしで口にしてみようところでした。

でも、彼女がほんとうに言いたかったのは、その先のことだったので。

それは、子どもさんのことでした。子どもが物心ついたときに、どちらの住所を名乗るかということで、また、自分とおなじような葛藤に直面するのではないかという心配です。

「あなたのお父さんは、同和地区出身で、あなたもだから、地区出身者でいわれる現実があって、でもこうこうで、いま家がある住所はここやと、ね。そしたら、だれかに住所を聞かれたときにその子が、たとえばじっさい住んでいるところの住所を言うことはけっして間違いじゃあないでしょ。でも、その現実がある部分ね、なにかがあって、そこがわかってきたときに、その子がそれ言うたこと、間違いじゃないし、なにもないときは、その子の逃げでもなんでもないんやけど、なんか、そこらへんのとこがでてきたときに、私はもう、ほんと自信がないんです」

たしかに子どもさんにとっては、物心がつくまえから二つの帰属先があることになります。

ひとつは、現住所のあるC町。

もうひとつは、子ども会や祭りなどの町内活動の母体となっているA町。

したがって、「どこの子や？」と人に聞かれたときには、幼い子どもにとっては、二通りのこたえ方が用意されていて、基本的には、そのどちらでこたえようともかまわないはずです。

ただ、彼女がいまから心配しているのは、A町が部落であるということが子どもにおぼろげながらわかってきたときのことです。

そのときでも、現住所のC町を名乗ること自体は、けっしてまちがいはありません。いや、むしろ、住所を聞かれたときに、あえてA町を名乗るほうが

不自然なのかもしれません。

両親の側には、子どもが部落の人間であることを隠さなくてもすむように、あえて家を部落内にもつことにきめた経緯があります。

「ここ（部落であるA町）に住んで、ここを言うっていうことは、現実やし、事実やし、そこを言うんやし、子どもも隠さんでもいいし、隠したというて思われんでもええし。で、そこらへんもあって（部落から外へでることをせずに）ここへ住んだんやけど、たまたま、うちの地先がC町に、そのう、なってたんで……」

ですから、ゆくゆくは子どもに「A町の子や」と胸を張って言ってほしいとの気持ちが強いようです。

でも、人前で「A町の子や」というのは、いまだに勇気のいる行為であることにちがひありません。

したがって問題は、まず、そうした現実があって、子どもごころにその現実に気づきはじめてとき、その子にとって、もはやそれまでのように無邪気にはC町を名乗れなくなってしまう、という点にあります。

A町が部落であることを知ることによって、C町を名乗ることは、たんに事実を言っただけとはいえなくなります。おそらく、A町と名乗らなかったことにかんして、あとあとまで、なんともいえない後ろめたさが残るのではないのでしょうか。（なぜなら、自分にはそんなつもりはなくとも、結果として、部落の出身であることを隠したことになってしまうわけですから。）

そうした後ろめたい思いのなかで、たとえば、自分のどこかに逃避の気持ちがあったのではなかったか、とか、出自を隠すことによって差別に加担してしまっているのではないか、といったさまざまな疑念や葛藤がわきおこるかもしれません。

すなわち、いってみれば、行為の選択（A町とC町とどちらを名乗るか）の瞬間に、子どもたちも、そしてそれを語ってくれた母親たちも、つねに、差別をする側と差別をされる側のはざまに立たされつづけねばならないのです。

これは、みずからのアイデンティティがまだはっきりと自覚されていない小学校や中学校ぐらいの子どもたちにとって、あまりに苛酷で、不条理な経験だとはいえないでしょうか。

ふだん、なかなかはっきりと表現されることのない、子どもたちの心の揺れ。

この女性のことは、それを的確にすくいあげていたように思います。

同対事業によって、おおくの部落が隣接する諸地域へとひろがっていている現在、すでにこれは、部落に住む限られた一握りの人たちだけの体験ではありません。

あるいは、こうもいえるでしょう。

これら二通の手紙で触れてきたように、現代社会に生きる私たちにとっては、このように差別をする側と差別される側のはざまに立たされるという体験は、それほど珍しいことではないのではないのでしょうか²。

第3の手紙 あらたな始まりにむかって

差別と向きあう

これまでの手紙のなかで、試みてきたこと。

それは端的に言えば、被差別部落で、そして現代社会で、差別と向きあって生きるということが、いったいどのような事柄であるかを、いろいろな人たちの具体的なケースに即しながらみていくことでした。

最後のこの手紙では、そうした他の人たちのケー

スではなしに、自分たち自身のことについて考えてみたいのです。

ところで、長い人生のなかで、私たちがじっさいに差別と向きあうのは、はたしてどんなときでしょうか？

自分が差別されていることに気がついたり、人からあなたは差別をしていると言われたとき、たしかに私たちは差別問題に直面します（または、直面させられます）。

しかし、そうした機会は、そういつもあるわけではありません。

かくいう私自身も、もしかすると身近な人にたいして、ながいこと差別的な行為をおこなってきておりながら、（相手の人が抗議をしないために）それにまったく気づいていない、ということだっで十分にありうる話です。

（差別されている）相手の痛みをわかる人になりなさいといっても、それには限度があります。

ですから、逆説的に聞えるかもしれませんが、「私は差別なんかしていないし、するはずがない」とか「自分は差別行為とはまったく無縁な人間だ」と思いこんでいる人ほど、往々にして、たとえ差別的な現象を目のまえにしている、なかなか気づけないものです。いや、それどころか、そういう（「自分が差別をするわけがない」と思いこんでいる）人こそ、きっかけさえあれば、差別をする可能性がきわめて高いといっても過言ではありません。

おそらく、いま、私たちに必要なのは、自分たちがどのように差別に加担しているか（あるいは、加担させられているか）ということに、鋭敏になる（たえず注意をはらっておく）ことではないでしょうか。

とりわけ、この複雑な現代社会にあっては、私

2 この第2の手紙は、「アイデンティティー以前—『被差別部落への5通の手紙』補遺—」と題して『解放研究しが』第11号、2001年、に掲載した論文の一部である。

たちは、自分自身では差別をしているという自覚をもつことなしに、知らず知らずに差別に加担させられてしまっているという事実（それを、私たちは、後述するような「関係的差別」ないしは「構造的差別」と呼んできました³⁾）を踏まえることなしには、とても正面から差別と向きあうことなどできません。

だからこそ、私たちは聞き取りをつうじて、他者の声に、じっと耳をすませてきたのでした。

それらの声は、日夜、差別と向きあって暮らすことの辛さを伝えてくれるとともに、私たちがどのように差別をしているかという点についても、さまざまなことを教えてくれます。

被差別部落での聞き取り調査は、私たちにとって、部落に住む人びとの思いを理解するだけでなく、自分自身を差別に向きあわせるという意味においても、きわめて有効な方法なのです。

部落差別は解消しつつある？

「もう、部落って、無くなったんじゃないかなってんですか？ いま住んでいるところの近所にも、昔は部落だったってところはありませんけど…」

以前、真顔でこんなふうな質問をしてきた学生をまえにして、私は、ふと、こうした物言いに妙に納得しそうになっている自分自身にきがつきました。それはそのとき、教育の現場で部落問題にかかわっている先生方のご苦勞を、一瞬、かいまみたように思ったからです。

私たちはこれまで、教育や啓発の場で部落問題に言及するとき、部落の場所と名前を特定することをできるだけ避けてきました。それは、部落を名指しすることによって、差別を助長することを恐れたからです。

しかも、部落差別を解消させることが大きな国民的な課題になっており、じっさい同和対策事業や啓発活動によって差別が解消の方向へ向かっているという現状認識があるときに、部落の実状をまったく知らない子どもたちをまえにして、先生方が「昔は部落と呼ばれていたところがあって…」という仕方でも切りだして授業をおこなうのも、なるほどひとつのやり方ではあるなあ、と思ったわけです。

ただ、私自身がどうしても納得がいかないのは、現在、部落差別は解消しつつあるという、まさにそこで前提とされている現状認識にかんしてです。

たしかに、むかしのように露骨な差別（あからさまな蔑視や排除）がおこなわれることは少なくなっただけかもしれません。

しかしそれを、即、差別の解消（あるいは、差別が解消に向かうきざし）とみなしてほんとうによいのかどうか？ 私にはむしろ、ただ、差別のかたち（形態）がかわっただけのようにも思われるのですが……。

というのも、じつは私は、ある時期、たてつけに二件、学生から、部落出身の相手との結婚を親に反対されている、という相談をうけたことがあります。

一件は、すでにおわった（つまり、結婚を断念した）という内容の告白で、もう一件は、当人のことではなく、友人が親に反対されているがどうしたらいいだろう、という相談でした。

これまでの人権教育がもっているおおきな欠陥のひとつが、差別はいけないというタテマエをくりかえすのみで、親に結婚を反対されたときの切り抜け方（処世の知恵）についてはまったく教えてこなかった（教えることができなかった）こともあるでしょう。

3 なお、「構造的差別」という考え方については、三浦編『構造的差別のソシオグラフィ―差別を書く/差別を解く』世界思想社、2006年、も参照のこと。

ともかく、このように表だって問題化しないところで自主的に(!)断念されていく結婚がいったいどれだけの数にのぼるのか、私たちには知るすべもありません。

結婚や就職といった人生の節目で、いまだに多くの差別が生じているという事実。こうした点からすれば、「差別は解消されている」というにはほど遠い状況に私たちはいるように思います。

こうした部落差別のかたち(あらわれ方)における変化。それは、つぎのような事態からも、かいまみることができのではないのでしょうか。

私たちの聞き取りをまとめた本⁴をよんだ学生たちが書いてきた感想のなかにこういうものがありました。

「被差別部落の人が差別をうけているという事実は知っているのに、その人びとの生活というのがまったく見えなかったために、私の頭のなかで、『部落』は自然に『不思議なところ』になっていた。いってみれば、私のすむ世界とは、まったくべつの世界である。部落にすむ人は『差別される人』で、その生活は想像することができなかった。私がこの本をよんでもおもったのは、貧しいけれども生活しているんだということである。このようにかくと、『生活していない』とおもっていたともとれるが、正直いって、そういう部分があった。しかし、このような考えをもつ人はおおいのではないだろうか。部落の人は、差別される人で、なにをしているのかはわからない……」

義務教育で何年にもわたり同和教育をうけてきた学生が、こうした心境を吐露せざるをえない状況をどう考えたらよいのでしょうか。

本来、それぞれに異なる生活を営んでいた個々の部落を、十把一からげに「部落」という、具体的な生活感を欠いた画一的イメージのなかにおしこめて理解する傾向が、教育や啓発のみならず、あらゆるところで、このところとみに強まっているようにおもいます。

どこにあるかわからない部落……むかし部落とよばれていたところ……だれが、どんな生活をしているかはわからない……不思議な場所としての部落。

こんな抽象的な部落イメージにもとづいた差別が、部落差別のあらたな段階(形態)をかたちづくらないという保証はどこにもありません。

「実態的差別」と「心理的差別」?

いま、私は、部落差別のあらたな段階といたしました。

その理由は、私が、一九六九(昭和四四)年における同和対策事業特別措置法の成立はもちろんのこと、同対法をひきついで一連の特措法が失効した現在もまた、近代日本における部落差別のあらたな段階を形作るひとつの画期としてとらえているからです⁵。

このように書くと、これらの対策はその時々にあって、差別の解決ないし解消を第一にかんがえてなされた政治的対応ではなかったかと、疑問をいだく人もあるでしょう。

しかしながら、これまでの歴史が教えてくれているのは、差別の解消をめざしておこなわれた政治的介入はいずれも、たしかに従来の差別の形態を解体することに役立ちましたけれども、その一方で、つねに予想もしなかったあらたな差別(の形態)を生みだしてきた、という点でした。

4 反差別国際連帯解放研究所しが編『語りのちから 被差別部落の生活史から』弘文堂、1995年。

5 この点については、拙稿「『部落を認知すること』における<根本的受動性>をめぐって—慣習的差別、もしくは<カテゴライズする力>の彼方—」『解放社会学研究』20号、2008年、を参照のこと。

その意味では、一八七一年（明治四）年の太政官布告（穢多・非人の身分を廃止するいわゆる「解放令」）が、あらたに「新平民」という身分をつくりだすことによって、そしてまた、穢多・非人身分からそれまでの特権を奪いとることによって、近代における部落差別の基盤を創出するという皮肉な結果をもたらしたことは、もっと注目されてよいでしょう。（もっとも、最近の研究では、「解放令」は、それまでの穢多やかわた身分を明治国家の租税と徴兵の体系にくみいれることを目的としておこなわれたものであって、そもそもはじめから差別の解消を意図して発令されたものではなかったことがあきらかにされているのですが……）⁶

じっさい、三十年にわたる同和対策事業を総括した地対協の報告書（一九九六年三月）においては、つぎのように述べられていました。

「……（これまでの諸事業に）深刻な課題が残されているとともに、現時点でみれば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取り組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、この手法に内在する問題点も指摘されている」

これは端的に言えば、同和事業が、意図せざる結果としてあらたな差別意識（「ねたみ意識」）を生みだしてしまったということです。

同和事業（地域改善対策事業）の進展によって、

住宅・居住環境、健康状態、就学状況、就労・就業状況にかんする格差としての「実態的差別」は解消の方向へ向かっているけれども、差別意識は依然として根深く存在しているので、これからは、この「心理的差別」の解消のためにいっそうの教育や啓発活動をすすめていかなければならない、というのがこの報告書の主要な結論のひとつでした。

私のいだいている疑問というのは、じつは、この「実態的差別」と「心理的差別」という認識の仕方自体にかかわるものです。

たとえば、「ねたみ意識」についてみても、事業がおこなわれている周辺に住んでいる住民が「うらやましい」とか「いたれりつくせりだ」と思うのは、むしろごく自然な感情であって、それが即、差別意識だとはいえないことはすでにみてきたとおりです。

そして、その「ねたみ意識」が、部落の住民を排除する方向へ働くか、あるいはまた、事業のすすめ方や手法にたいする正当な批判を提起する方向へと赴くかは、基本的には、「ねたみ意識」をもつ人と部落に住む人たちがどのような関係を取り結んでいるかによって変わってくると思うのです。

また、「実態的差別」をなくすための政策が、部落住民と近隣住民を「公的に区分する」というかたちで両者のあいだにあらたな関係性（はっきり目にみえる差異や隔たり）をつくりだしたことが、「ねたみ意識」の生ずる直接の原因であったことはあきらかです。ここでも問題は、「ねたみ意識」そのものではなくて、部落住民と近隣住民を隔てる関係性にあることは、強調されてしかるべきです。

このようにみれば、つぎのように問うてみることも、けっして的外れではないはずで

6 上杉聡『明治維新と賤民廃止令』解放出版社、1990年、を参照。

すなわち、部落差別を認識していくうえで、「実態的差別」とか「心理的差別」という枠組みは、今日的な状況においてどこまで本質的なものなのでしょううか？

むしろ、日々の営みのなかにあって部落に住む人たちと部落外に住む人たちがとり結ぶきわめて多様であり、かつ複雑な関係性の存在を、そうした概念が反対に、覆い隠してしまうことはなかったのでしょうか？

関係的差別という視点

私たちのおこなっている聞き取りの記録をみて、ある小学校の先生が驚きの声をあげたことがありました。

「(調査目的で) よそからきた人がスーッと部落にはいって行って、こういった差別にかかわるプライベートな体験を話してもらえるなんて、私には信じられないことです。いったい、どうしたらそんなことが聞きだせるんですか？ 教えてほしいくらいです。私たちもまえまえから、それ(部落の人たちから経験をきくこと)が必要だということはわかっていたんですけど、まったくきっかけがつかめなくて……」

じつは、こういう話を聞いて心底驚いたのは、私たちの方でした。

学区内に部落があるからには、おそらくその小学校においても、これまで同和教育が熱心におこなわれてきたに違いありません。

けれども、じっさいに部落に住んでいる人たち(親たちだけではありません)と教師のあいだで、たがいに部落の現状を伝え＝伝えられあう関係が作りあげられていないところで、いったいどのような同和教育が可能でしょうか。

それこそ、そうした同和教育をうけてきた子どもたちが、「部落に住んでいる人たちは、どんな人たちで、どういう生活をしているのか、まっ

たく想像することができません」という感想をもらすのは、なかば必然的な結果だといってもよいでしょう。なぜなら、教える側の当の教師が、部落での生活やそこに暮らす人たちの現状にかんしてリアルなイメージをもてないからです。

さてそれでは、問題は、いったいどこにあるのでしょうか。

それは、やはり、これまで部落問題にかんする私たちの思考を、じつに長きにわたって拘束しつづけてきた「実態的差別」とか「心理的差別」という認識枠組み自体にあるようにおもいます。

私は、あらゆる差別の本質というのは、実態面における格差とも、また心理面における偏見ともちがって(これらが、状況しだいで差別の要因になりうることは認めますが)、もっと深い人と人との関係性の次元にあるととらえています。

ですから部落差別にかんしても同様に、それが「実態的差別」や「心理的差別」であるまえに、なによりも「関係的な差別」であるという視点をはっきりさせることが重要だというのが私の主張です。

これまでの施策や教育のなかに「関係的差別」という視点が決定的に欠落していたこと。そこに、(1) 部落住民と近隣住民を「公的に区分する」ことから生ずる弊害にたいして十分な対応(予防策)がとれなかったことや、また、(2) もっぱら差別意識の解消をめざしてなされる教育や啓発活動のはらんでいる限界性がいまだに克服できずにいることの、主たる原因があるようにおもいます。

それでは、「関係的差別」とは、いったいどのような事柄を意味しているのでしょうか。それを私は、ここで、つぎのように定義したいとおもいます。

①「関係的差別」とは、私たちがこの社会のなかでとりむすんでいるさまざまな関係性(そのな

かには、近隣・学区・町内・むら内などでのローカルな関係性や、職場・学校・仕事・自治体・法律などにかかわるある種の制度的な関係性や、夫婦・親子・親戚などのプライベートな関係性等々といった多様なものがふくまれる)が原因となってひきおこされる差別のことです。

②「関係的差別」の特徴は、私たちがある種の関係性のなかに置かれると、個々人のなかの偏見や差別意識の有無とは無関係に、差別に加担させられたり、差別をひきおこしてしまうことがある、という点にあります。(逆にいえば、たとえ私たちが差別意識をもっていたとしても、ある種の関係性のなかにあっては、差別をひきおこすのを未然に防ぐことができる、ということでもあります。)

③したがって、私たちが「関係的差別」に向きあい、また、対応していくためには、自分のおかれた関係性がどのような性格のものであるかを的確に判断するとともに、状況におうじてその関係性のなかで(あるいは、その関係性にたいして)臨機応変な働きかけをおこなっていけるような処世の知恵を身につけておくことが、ぜひとも必要だということです。

この手紙が、一貫してこの関係的差別という視点に立ってかかれていることは、もはやあらためて説明するまでもないでしょう。

これまでの「実態的差別」や「心理的差別」という認識枠組みをもってしては、②や③で言及されている事柄について考察すること自体、たいへん困難であるといわざるをえません。

私たちの聞き取りに驚きの声をあげた小学校の先生も、おそらく、そうした認識枠組み(このばあいは、心理的差別の解消が第一の課題であるとする考え方)に縛られしまっているために、部落に住む人びとと日常的な関係性をとり結んでいくことが、どれほど最重要な課題であるかという点

に思いをいたすことができなかつたのではないのでしょうか。

「差別する者であると同時にされる者」としての生の倫理

ただ、誤解のないように申しそえておけば、私はたしかに、部落に住む人びとと部落外に住む人びととの関係性をあらたにつくりあげていくことが大事だと考えています。しかし、だからといって、<関係性の変革>によって<差別のない人と人との関係性>をつくりだすことができる(あるいは、つくりださなくてはならない)などとはまったく思いません。

さきに述べた「関係的差別」という考え方から導かれるのは、むしろ、それとは正反対の認識です。

「私たちがある種の関係性のなかにおかれると、個々人のなかの偏見や差別意識の有無とは無関係に、差別に加担させられたり、差別をひきおこしてしまうことがある」という表現にもあるように、この社会に生きている以上、私たちは、いつ、なんどき、差別する(あるいは、差別される)側になるか(なっているか)わからないし、そうした状況から自分の意志だけで抜けだすのは本来的に不可能である、というのが「関係的差別」にかんしての基本認識なのです。

そして、「関係的差別」という考え方が、ある種の立場の人たちにとってきわめて衝撃的であるとすれば、それは、従来の同和(人権)教育とまっこうから対立しかねない、つぎのような人間観を背後にたずさえているからです。

その人間観を簡潔に要約すれば、《人間とは差別をする存在である》ということにつきます。

これまで学校教育(や啓発の場)では、もっぱら「差別をしない人」になることが求められてきました。子どもたちには、つねに、作文のなかで、

けっして自分は差別をしないという決意表明をかくことが期待されましたし、先生たちも教室のなかではもちろん、そとにあっても、自分は差別なんかしていないし、したこともない、といった態度を堅持しつづけなければなりませんでした。

しかし、そのことが、どれほどの自己欺瞞を、ながいこと教師や子どもたちにたいして強いてきたことでしょうか？

そんな白々しい思いをかかえながら演技することに、教師の側はともかくとして、子どもたちの側では、とうの昔から嫌気がさしていたように思います。

むしろ、同和（人権）教育にとって必要なのは、(1) 現代社会の諸制度（そのなかには、まず第一に、教育制度がはいることはいうまでもありません）や私たちが日常的にとり結んでいるさまざまな関係性が、いかに頻繁に差別をひきおこしているかを教えることであり、さらに、(2) そうした制度や関係性のなかにいるかぎり（もしくは、将来、自分がそのなかにはいったときに）は、自分も差別と無縁ではいられないことを自覚させて、(3) そのときに、どのように対応すればよいかを、具体的な状況に応じて自分で判断していける能力を育てることだと思います。

たしかにこれは、従来の同和（人権）教育を、一八〇度転換させることになるかもしれません。

しかし、このように考えることで、肩の荷がおりたように感じられる先生方も、多いのではないのでしょうか。（また、じっさいのところ、とくに(3)の部分については、本来の学校教育の範囲を大きく超えるもののように思えます。）

とはいえ、こうした考え方の転換をおこなったからといって、私たちは、けっして以前にくらべて楽になれるわけではありません。

私たちのうち、だれひとりとして、「差別をしない人」としての免罪符を手にはできなくなってしま

った以上、それぞれが、それぞれの仕方で、自分が差別に加担している現実と向きあいつづけてゆかなければならないからです。

これは、いままでに比べると、いっそう辛いことかもしれません。

でも、思い起こしてみてください。

部落に生まれたにもかかわらず、たまたま、住所が部落外にあったために、物心がついたとたん、部落名を名乗ることによって差別の対象にされてしまう自分と、部落名を名乗らないことによって差別に加担してしまう自分とはさまに、自分の意志にはかかわりなく、立たされつづけなければならない子どもたちのことを。

そうした子どもたちが、好むと好まざるにかかわらず、強いられている生き方の核にあるものを、私は、《差別する者であると同時にされる者としての生の倫理》と呼びたいと思います。

そして、そんな生き方のなかにこそ、差別問題や人権問題にたずさわる私たちが、つねに準拠していかなければならない貴重な指針があるように思うのです。